【規程番号　神女院Ⅰ－002】

神戸女子大学大学院人材育成・教育研究上の目的に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、神戸女子大学大学院学則第１条第２項に基づき、各専攻における人材の育成に関する目的、教育研究上の目的を定めるものとする。

（家政学研究科）

第２条　家政学研究科における人材育成・教育研究上の目的は、生きていくための基本である「衣・食・住」について実験・調査と理論の両面から研究を進め、広い視野に立ち自立した判断能力・理解能力を養い、社会に貢献できる人材育成を目的とする。

(1) 博士前期課程（修士）では、衣・食・住、資源、環境、栄養、健康に関する専門分野における研究能力、または、高度の専門性を要する職業に必要な能力を養う。

(2) 博士後期課程（博士）では、専攻分野の研究者として自立して研究活動を行いその分野での指導的な役割をになう能力を持った研究者、または高度の専門知識を有する職業人を養成する。

２　各専攻の人材育成・教育研究上の目的は、次のとおりとする。

専　　攻	目　　的
食物栄養学専攻	食物栄養学専攻博士前期課程では、広い視野に立って精深な学識を授け、「食と健康」における研究能力、ならびに高度の専門性を担う卓越した能力を養うことを目的とする。 博士後期課程では、食物、栄養ならびに健康の維持増進に寄与するため、自立して研究活動を行い、生活の質に資する高度に専門的な知識とそれに必要な研究能力、及びその基礎となる豊かな学識を養い、この方面の指導的立場に立てる能力を有する研究者を育成、または、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養う。 そのために、以下の目標を設定する。 １．研究活動に重点をおいたカリキュラムを整備。 ２．専門的知識や実務的知識、及び考え方を教授するカリキュラムを整備。 ３．現場で働いている管理栄養士を大学院生として受入れ（社会人大学院生）、研究の本質や研究者としての発想を教授するためのカリキュラムを開発。
生活造形学専攻	生活造形学専攻では、人々が、健康、安心・安全で、心豊かな生活を実現し持続していくために必要とするさまざまな有形無形の事象を研究の対象とし、人間生活の充実と向上に寄与する人材を育成する。 １．博士前期課程においては、生活造形学に関わる多分野の専門教育を行い、総合的・学際的な視点をもち、それぞれの専門領域において深く研究できる人材を育成する。 ２．博士後期課程においては、生活造形学に関わる体系的知識の教授と応用力の涵養、ひいては深遠な問題を追及する研究能力や実践的問題解決能力を培い、自立した研究者を養成する。

（文学研究科）

第３条　文学研究科では、日本文学・英文学・日本史学・教育学の各分野において、豊かな学識をもとに独自に問題設定を行い、論証していく能力を身につけて、社会に貢献できる人材を育成することを教育研究上の目的とする。

(1) 博士前期課程においては、幅広い学識と高い論証能力を身につけ、自立した研究者あるいは専門的職業人として社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

(2) 博士後期課程においては、深く豊かな学識と精緻な論証能力をもって博士論文を作成し、自立した研究者あるいは高度な専門的職業人として社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

２　各専攻の人材育成・教育研究上の目的は、次のとおりとする。

専　　攻	目　　的
日本文学専攻	日本語および日本文学に関する学識に基づき、自立した判断能力・理解能力を養い、広い視野に立ち、より良い社会の創出に貢献できる人材を育成する。 １．博士前期課程においては、日本語および日本文学に関する基礎的な研究に精通し、歴史学・民俗学・中国文学など関連する分野の研究成果も視野に入れ、各自の問題意識を高める。また、専門性を生かした高度な社会貢献能力を養う。 ２．博士後期課程においては、自立した研究者を育成し、博士論文の作成を指導する。
英文学専攻	英語圏文学・文化・言語学の分野における研究を通して、国際社会に資する高度な英語運用能力と豊かな国際感覚を備え、人間の社会と文化の発展に寄与できる専門職業人を養成する。 １．博士前期課程においては、十分な学識と確かな英語力、独創的な応用力を持つ、即戦力ある教員・技術者を養成する。 ２．博士後期課程においては、博士論文作成のための指導を通して、英語圏の文学・文化・言語の知識と研究方法を、対象とするテーマに応用でき、研究の発展に資する、自立した研究者を養成する。
日本史学専攻	古代・中世・近世・近現代の各時代の日本の歴史を探求し、さらに日本考古学や日本民俗学および東洋史・西洋史などの世界史的な視点を加え、学部よりいっそう高いレベルの専門教育を行う。 １．博士前期課程においては、日本史学専攻で開講している関連諸分野の講義や演習を幅広く受講するとともに、個別分野ごとの論文作成指導を柱として、専門的な歴史研究者や専修免許を持つ教員・博物館学芸員・文書館職員・文化財専門職員等の専門的職業人としての基礎を固めることを教育目標とする。 ２．博士後期課程においては、博士号の取得を目指して、よりいっそう高度な専門分野の研究指導を行う。

教育学専攻	教育学または心理学における各領域を中心としたテーマで、理論に立脚した科学的・実践的な研究を推進し、研究者、高度な教育実践者、さらにまた、生涯教育の場を通じて社会に貢献する有能な指導者の育成を目的として教育を行う。 １．博士前期課程においては、教育学または心理学に関する高度な知識や実践的な技術を備え、教育界や実社会で活躍できる専門家を養成する。 ２．博士後期課程においては、専門家養成のみでなく、高度な知識と実践的な技術を備え、自立した研究者を育成する。

（健康栄養学研究科）

第４条　人間栄養学の理論と実践を基盤として、運動・食生活・福祉の分野に連関させて総合的な健康へのアプローチができる、あるいはそのために必要な科学的知見を生み出すことのできる高度な知識と経験を習得させることを教育研究上の目的とする。

２　健康栄養学専攻の人材育成・教育研究上の目的は、次のとおりとする。

専　　攻	目　　的
健康栄養学専攻	人間栄養学の見地から、健康維持・健康増進・介護予防などのための「食（栄養)」のあり方について、「運動（スポーツ)」、「食生活」や「福祉」的要素も含めて研究・教育する。 主として健康人（小児・成人・妊産婦・高齢者・アスリートなど）を対象とし、必要な「食および食に関わる要素」について、栄養学をベースにした理論と実践（実験・調査）の両面から、人々の健康長寿に貢献できる実践的能力をもつ人材、あるいは研究のできる人材を育成する。

（看護学研究科）

第５条　看護学研究科では、地域で活躍できる実践に裏打ちされた教育・研究者や高度専門職業人を育成することで、社会に貢献することを目的とする。

(1) 博士前期課程では、建学の精神に則り、生命の尊厳への深い理解と実践科学としての看護の本質を探究する姿勢を育み、卓越した看護実践能力と研究能力の基盤を備えた看護職または、高度専門職業人として社会に貢献できる人材を育成する。

(2) 博士後期課程では、建学の精神や博士前期課程の理念等を踏まえ高い倫理観と高度な教育・研究能力を備え、研究活動を通して看護学の発展に寄与する看護系教育機関の教員・研究者または、保健医療福祉施設における実践者や管理者として、社会に貢献できる人材を育成する。

２　看護学専攻の人材育成・教育研究上の目的は、次のとおりとする。

専　　攻	目　　的
看護学専攻	1.博士前期課程では、看護ケア開発に必要な研究の基礎的能力、教育・実践のコミュニティを育成する能力を有する教育・研究者及び地域で暮らす人々を支える高度専門職業人の育成を目指す。 2.博士後期課程では、地域で暮らす人々を支援する看護ケアを開発し実践に応用できる革新的研究能力や、学際的・国際的な視点を持ちながら人や組織と連携して共同開発ができる卓越した教育能力を有する教育研究者の育成を目指す。

（心理学研究科）

第６条　心理学研究科における人材育成・教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 人材育成

心理学研究科は、本学の教育目標である「自立心・対話力・創造性」に富んだ女性を育成するために、心理学の客観的・実証的な研究方法を身につけることを通して、自立した専門家として、他者と深くコミュニケーションを図ることができ、創造的に思考することのできる人材を養成する。

(2) 教育研究

心理学の高度な専門的知識と技能を身につけ、科学的･実証的な研究方法を深く理解し、研究によって得られた人間の心や行動の正常あるいは異常なメカニズムに関するデータを客観的に分析し、心理学的に考察できる能力を養成する。

２　心理学専攻の人材育成・教育研究上の目的は、次のとおりとする。

専　　攻	目　　的
心理学専攻	（人材育成） 心理専門職として、個人に対する支援だけでなく、グループ支援（居場所支援やコミュニティづくりを含む）、社会・集団・家族など多人数へのアプローチ、予防的観点を重視する人材を養成する。また、複数の臨床分野を横断して支援者同士が情報共有し、連携・協働していくことのできる態度と機能を備えた人材を養成する。 （教育研究） 保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の諸領域における臨床心理的援助のあり方について、それぞれの特徴を深く理解し、人々の抱える心と行動のあり方のアセスメントと、多職種連携によるチームワークを重視し、適切で具体的な支援の方法を見出せる能力を育成する。

（改廃）

第７条　この規程の改廃は、内部質保証委員会の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。